

第三期特定健康診査等実施計画

東京放送健康保険組合

最終更新日：令和 5 年 06 月 28 日

特定健康診査等実施計画（平成30年度～令和5年度）

背景・現状・基本的な考え方		
No.1	①加入者構成における課題 ・現在の加入者構成においては、60歳代が少なく、70歳代が年々減少していることから、特退加入者が減少していて、60歳以上の医療費が減少している。 ・一方、現役被保険者の平均年齢が上昇していて、医療費および一人当たり医療費が増加している。 ・特に45～60歳被保険者数が多く、医療費が増加していて、45～49歳においては一人当たり医療費も増加していることから、この世代に絞った対策が課題となる。	➔ ・40歳未満を含めた加入者の意識を高め、健康的な職場風土の醸成を進める。 ・被扶養者を含めた家族全員の健康を推進する。
No.2	②生活習慣病の重症化における課題 ・被保険者男性においてBMI、収縮期血圧、γ-GTPにおいて、基準値以上の割合が各年代が高く、LDLコレステロールにおいても40歳以上で基準値異常の割合が高くなっている。 ・50歳以降、脳血管疾患と虚血性心疾患において受診者割合が高くなっている。 ・高血圧と脳血管疾患とは相関関係があり、高血圧対策が課題である。	➔ まず発症させないこと。また重症化させない施策も導入する。
No.3	③健診結果における未治療のハイリスク者対応 ・健診結果において、要治療域の緊急性の高い人で未治療の人がまだ存在する。	➔ 事業主の診療所と協同して受診モニタリングを徹底する。
No.4	④ジェネリック医薬品への対応 ・厚生労働省の統計と比較すると、ジェネリック医薬品の使用割合が少ない。	➔ 被保険者、被扶養者に対しジェネリック医薬品について啓蒙し、使用を呼びかける。
No.5	⑤健診受診率における課題 ・特退被保険者および被扶養者の健診受診率が低く、リスク状況を把握できていない。	➔ ・一般の被保険者では、受診率の低い事業所に受診を呼びかける。 ・特退および被扶養者に対しては、もう一度受診の呼びかけを行う。
No.6	⑥分析データにおける課題 ・母体事業所内に診療所があり、この診療所で受診する被保険者が多く、診療所においては紙レセプトのため、医療費などの概要しかデータ化できず、詳細な疾患、治療内容を反映できない。また健診の間診項目が必須化されていないためデータ整備が必要である。	➔ 母体事業所の診療所に特定健診問診票を使用してもらうよう協力を要請する。

基本的な考え方（任意）

我が国は国民皆保険のもと世界最長の平均寿命や高い保健医療水準を達成してきた。しかし、急速な少子高齢化や国民の意識変化などにより大きな環境変化に直面しており、医療制度を持続可能なものにするために、その構造改革が急務となっている。

このような状況に対応するため、高齢者の医療の確保に関する法律に基づいて、保険者は40歳以上の被保険者及び被扶養者に対し、糖尿病等の生活習慣病に関する健康診査（特定健康診査）及びその結果により健康の保持に努める必要がある者に対する保健指導（特定保健指導）を実施する。

特定健診・特定保健指導の事業計画

1 事業名	特定健診(被保険者)	対応する健康課題番号	No.2, No.3, No.6																																						
↓																																									
事業の概要 <table border="1"> <tr> <td>対象</td> <td>対象事業所：全て、性別：男女、年齢：40～74、対象者分類：被保険者</td> </tr> <tr> <td>方法</td> <td>人間ドックの費用補助50,000円 任意継続・特定退職被保険者には受診券を送付</td> </tr> <tr> <td>体制</td> <td>-</td> </tr> </table>		対象	対象事業所：全て、性別：男女、年齢：40～74、対象者分類：被保険者	方法	人間ドックの費用補助50,000円 任意継続・特定退職被保険者には受診券を送付	体制	-	事業目標 健康状態の把握と病気の早期発見、早期治療に向け特定健診の受診率向上をめざす。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価指標</th> <th>アウトカム指標</th> <th>H30年度</th> <th>R1年度</th> <th>R2年度</th> <th>R3年度</th> <th>R4年度</th> <th>R5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>受診率</td> <td></td> <td>83.7%</td> <td>85%</td> <td>86.6%</td> <td>87.5%</td> <td>88.7%</td> <td>90%</td> </tr> <tr> <th>評価指標</th> <th>アウトプット指標</th> <th>H30年度</th> <th>R1年度</th> <th>R2年度</th> <th>R3年度</th> <th>R4年度</th> <th>R5年度</th> </tr> <tr> <td>レター</td> <td></td> <td>100%</td> <td>100%</td> <td>100%</td> <td>100%</td> <td>100%</td> <td>100%</td> </tr> </tbody> </table> ※緑色強調表示している箇所は第2期計画書中間見直しによる変更箇所です。		評価指標	アウトカム指標	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	受診率		83.7%	85%	86.6%	87.5%	88.7%	90%	評価指標	アウトプット指標	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	レター		100%	100%	100%	100%	100%	100%
対象	対象事業所：全て、性別：男女、年齢：40～74、対象者分類：被保険者																																								
方法	人間ドックの費用補助50,000円 任意継続・特定退職被保険者には受診券を送付																																								
体制	-																																								
評価指標	アウトカム指標	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度																																		
受診率		83.7%	85%	86.6%	87.5%	88.7%	90%																																		
評価指標	アウトプット指標	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度																																		
レター		100%	100%	100%	100%	100%	100%																																		
実施計画 <table border="1"> <thead> <tr> <th>H30年度</th> <th>R1年度</th> <th>R2年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>各事業所に特定健診の重要性を周知し、受診を呼びかける。特退向けには集合健診も活用。</td> <td>各事業所に特定健診の重要性を周知し、受診を呼びかける。特退向けには集合健診も活用。</td> <td>各事業所に特定健診の重要性を周知し、受診を呼びかける。特退向けには集合健診も活用。</td> </tr> <tr> <th>R3年度</th> <th>R4年度</th> <th>R5年度</th> </tr> <tr> <td>各事業所に特定健診の重要性を周知し、受診を呼びかける。特退向けには集合健診も活用。</td> <td>各事業所に特定健診の重要性を周知し、受診を呼びかける。特退向けには集合健診も活用。</td> <td>各事業所に特定健診の重要性を周知し、受診を呼びかける。特退向けには集合健診も活用。</td> </tr> </tbody> </table>				H30年度	R1年度	R2年度	各事業所に特定健診の重要性を周知し、受診を呼びかける。特退向けには集合健診も活用。	各事業所に特定健診の重要性を周知し、受診を呼びかける。特退向けには集合健診も活用。	各事業所に特定健診の重要性を周知し、受診を呼びかける。特退向けには集合健診も活用。	R3年度	R4年度	R5年度	各事業所に特定健診の重要性を周知し、受診を呼びかける。特退向けには集合健診も活用。	各事業所に特定健診の重要性を周知し、受診を呼びかける。特退向けには集合健診も活用。	各事業所に特定健診の重要性を周知し、受診を呼びかける。特退向けには集合健診も活用。																										
H30年度	R1年度	R2年度																																							
各事業所に特定健診の重要性を周知し、受診を呼びかける。特退向けには集合健診も活用。	各事業所に特定健診の重要性を周知し、受診を呼びかける。特退向けには集合健診も活用。	各事業所に特定健診の重要性を周知し、受診を呼びかける。特退向けには集合健診も活用。																																							
R3年度	R4年度	R5年度																																							
各事業所に特定健診の重要性を周知し、受診を呼びかける。特退向けには集合健診も活用。	各事業所に特定健診の重要性を周知し、受診を呼びかける。特退向けには集合健診も活用。	各事業所に特定健診の重要性を周知し、受診を呼びかける。特退向けには集合健診も活用。																																							

2 事業名 特定健診(被扶養者)

対応する健康課題番号 No.2, No.3



事業の概要

対象	対象事業所：全て、性別：男女、年齢：40～74、対象者分類：被扶養者
方法	人間ドック、主婦健診（巡回型）に健診の補助（50,000円） 任意継続・特例退職被保険者の扶養者には受診券を発行。
体制	-

事業目標

健診の利便性を図り、被扶養者の特定健診未受診者を減少させ、健康意識を向上させる。

評価指標	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
アウトカム指標						
受診率	56%	57%	58%	59%	60%	61%
アウトプット指標						
レター送付	100%	100%	100%	100%	100%	100%

※緑色強調表示している箇所は第2期計画書中間見直しによる変更箇所です。

実施計画

H30年度	R1年度	R2年度
主婦層に向け、利便性の高い巡回型の健診を用意する。特退向けには集合健診も活用する。	主婦層に向け、利便性の高い巡回型の健診を用意する。特退向けには集合健診も活用する。	主婦層に向け、利便性の高い巡回型の健診を用意する。特退向けには集合健診も活用する。
R3年度	R4年度	R5年度
主婦層に向け、利便性の高い巡回型の健診を用意する。特退向けには集合健診も活用する。	主婦層に向け、利便性の高い巡回型の健診を用意する。特退向けには集合健診も活用する。	主婦層に向け、利便性の高い巡回型の健診を用意する。特退向けには集合健診も活用する。

3 事業名 特定保健指導

対応する健康課題番号 No.2, No.6



事業の概要

対象	対象事業所：全て、性別：男女、年齢：40～74、対象者分類：基準該当者
方法	SOMPO リスクアマネジメント、明治安田健康開発財団、リソル生命の森
体制	-

事業目標

対象者の特定保健指導利用の動機付けを強化し、実施率を向上させる。

評価指標	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
アウトカム指標						
実施率	11%	11.5%	12%	12.5%	13%	13.5%
アウトプット指標						
レター送付率	100%	100%	100%	100%	100%	100%

※緑色強調表示している箇所は第2期計画書中間見直しによる変更箇所です。

実施計画

H30年度	R1年度	R2年度
・各事業所に特定健診・特定保健指導の重要性を周知する。・特定保健指導の複数のプログラムを用意し対象者のニーズに応じて実施を促す。	・各事業所に特定健診・特定保健指導の重要性を周知する。・特定保健指導の複数のプログラムを用意し対象者のニーズに応じて実施を促す。	・各事業所に特定健診・特定保健指導の重要性を周知する。・特定保健指導の複数のプログラムを用意し対象者のニーズに応じて実施を促す。
R3年度	R4年度	R5年度
・各事業所に特定健診・特定保健指導の重要性を周知する。・特定保健指導の複数のプログラムを用意し対象者のニーズに応じて実施を促す。	・各事業所に特定健診・特定保健指導の重要性を周知する。・特定保健指導の複数のプログラムを用意し対象者のニーズに応じて実施を促す。	・各事業所に特定健診・特定保健指導の重要性を周知する。・特定保健指導の複数のプログラムを用意し対象者のニーズに応じて実施を促す。

達成しようとする目標／特定健康診査等の対象者数								
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
特定健康診査実施率	計画値 ※1	全体	1,428 / 1,982 = 72.0 %	1,445 / 1,980 = 73.0 %	1,461 / 1,975 = 74.0 %	1,482 / 1,977 = 75.0 %	1,503 / 1,978 = 76.0 %	1,516 / 1,970 = 77.0 %
		被保険者	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
		被扶養者 ※3	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
	実績値 ※1	全体	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
		被保険者	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
		被扶養者 ※3	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
特定保健指導実施率	計画値 ※2	全体	23 / 253 = 9.1 %	28 / 240 = 11.7 %	29 / 245 = 11.8 %	31 / 250 = 12.4 %	33 / 250 = 13.2 %	115 / 245 = 46.9 %
		動機付け支援	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
		積極的支援	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
	実績値 ※2	全体	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
		動機付け支援	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
		積極的支援	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %

※1) 特定健康診査の（実施者数）／（対象者数）

※2) 特定保健指導の（実施者数）／（対象者数）

※3) 特定健診の対象となる被扶養者数には、強制被扶養者、任意継続被扶養者、特例退職被扶養者、任意継続被保険者、特例退職被保険者を含めてください。

目標に対する考え方（任意）

令和5年度の目標は次のように変更します。
特定健診実施率（全体）は70%以上。
特定保健指導実施率は45%以上。

特定健康診査等の実施方法（任意）

- (1) 実施場所
特定健診は、近隣の者については、当健保組合が契約する巡回健診及び健診機関により行う。遠隔地の者の特定健診については、健診機関に委託する。
特定保健指導は、近隣の者については、当健保組合が委託する巡回健診又は健診機関により行う。遠隔地の者の特定保健指導については、保健指導を行える機関に委託する。
- (2) 実施項目
実施項目は、標準的な健診・保健指導プログラム第2編第2章に記載されている健診項目とする。
- (3) 実施時期
実施時期は通年とする。
- (4) 委託の有無
ア 特定健診
被保険者・被扶養者が遠隔地にいる場合など受診が困難である場合は、健診機関の全国組織等との契約を結び、全国での受診が可能となるよう措置する。
イ 特定保健指導
被保険者・被扶養者が遠隔地にいる場合など受診が困難である場合は、アウトソーシングする。
- (5) 受診方法
原則、東京近郊の場合は、巡回健診又は健診機関により受診を希望する日時を登録したうえで、特定健診・特定保健指導を受ける。
遠隔地の場合は、当健保組合が、被保険者・被扶養者のうち特定健診等対象者の分の受診券等を事業者または健保組合を通じ対象者に送付する。
当該被保険者・被扶養者は、受診券等を健診機関等に被保険者証とともに提出し、特定保健指導を受ける。
受診の窓口負担については、受診者の負担にならない範囲で適宜検討を行う。
- (6) 周知・案内方法
周知は、当健保組合のホームページに掲載して行う。
- (7) 健診データの受領方法
健診データは、契約医療機関及び代行機関から電子データを随時受領して、当組合で保管する。また、特定保健指導について外部委託先機関実施分についても同様に電子データで受領するものとする。なお、保管年数は当健保組合が実施した分も含め5年とする。
- (8) 特定保健指導対象者の選出の方法
特定保健指導の対象者については、数量の面から東京の近郊に居住する者から優先して選出する。また、効果の面からは、原則として40歳代の者から優先して選出する。

個人情報の保護

当健保組合は、東京放送健康保険組合個人情報保護管理規程を遵守する。
当健保組合及び委託された健診・保健指導機関は、業務によって知り得た情報を外部に漏らしてはならない。
当健保組合のデータ管理者は、常務理事とする。またデータの利用は当組合の職員に限る。
外部委託する場合は、データ利用の範囲・利用者等を契約書に明記することとする。

特定健康診査等実施計画の公表・周知

本計画の周知は、ホームページに掲載する。

その他（特定健康診査等実施計画の評価及び見直しの内容等）

当計画については、毎年、予算編成時において見直しを行う。
また、令和5年度に3年間の評価を行い、目標と大きくかけ離れた場合その他必要がある場合には見直すこととする。